

# 焼津市農業委員会 8月総会議事録

## 1 日時

令和5年8月16日(水) 午後2時 ~ 午後2時25分

## 2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

## 3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	欠員	—			

## 4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 高橋雅代 主事 清水健太郎

## 5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について  
第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について  
第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について  
第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について  
第5号 転用等確認について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について  
第3号 農地法第5条の規定による許可について  
第4号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員18名中、ただ今の出席委員は、<u>18名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和5年7月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。4番河合英夫委員、15番杉本芳郎委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第5号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【報告第1号から報告第5号までを朗読】</b></p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑】</b></p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第5号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第5号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号9を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号、番号9を朗読後、説明】</b></p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、畑587㎡で労力は2人であります。</p> <p>申請地の場所は、市立港小学校より南西へ約700mに位置している市街化区域内の農地です。</p> <p>譲受人においては、主として畑にて野菜を栽培しておりますが、自宅に隣接している申請地を取得し、新たに水稻を栽培したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 10番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>本申請は、譲受人が自宅に隣接する田を買うということで、農機具の保有等</p>

	<p>もしっかりしていますし、今後全く変わらず、きちんと農業をやっていってもらえると思います。</p> <p>地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号9を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号9は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号5、及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号21は、関連する議案でありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号5及び議案第3号、番号21を朗読後、説明】</p> <p>本件は、越後島の農地770㎡について、当初計画者が平成8年に農地法第5条の許可をとり、市内及び周辺地域の開発に伴い、大幅な電力需要の伸びが見込まれるため、新規に配電用変電所を建築する予定でございましたが、省エネ及び再エネの効果による電力供給の減少等によって大幅な電力の需要の伸びは見込めなくなったことから、施設建築が不要となり、計画の実現に至らず、今後の利用につき模索していたところ、承継者からの、申請地を借り受けて貸駐車場敷地として利用したい意向を受けて、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、東名高速道路の焼津インターチェンジより北へ約400mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の北側は道路、南側は雑種地、東側は雑種地及び水路、西側は道路及び水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは焼津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
推進委員 甲賀喜晴	<p>申請地は、当初の転用許可を取った平成8年の時点では、東名焼津インター付近の区画整理、国道150号バイパスの新設等を背景に地域開発が進んでいき、将来的に大きな電力の伸びが見込まれることから、配電用変電所を計画されたそうですが、先ほどの事務局の説明のとおり、省エネ化や再エネ普及等に伴い電力は減少し、想定していた電力需要の伸びも見込めなくなったことから、新設は不要になったとのことでございます。</p> <p>現状はすでに埋め立てられており、農地への復旧は困難な状態でありまして、周辺農地への影響は極めて少ないと思われまますので、地区審査では許可相</p>

	<p>当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号5を承認し、議案第3号の番号21を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第2号の番号5を承認し、議案第3号の番号21を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号の番号22を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第3号、番号22を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所は、航空自衛隊静浜基地より北へ約400mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、惣右衛門の農地299㎡について、住宅の敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、現在は市内の他所にて借家住まいであります。申請地の南側に隣接する実家に居住する母親が高齢となり、所有している農地の管理も困難となってきたことから、実家に居住する姉と借人にて母親をサポートしながら農地を管理していくため、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は宅地、東側は道路、南側及び西側は畑であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、いわゆるにじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 10番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>高齢となった母親をサポートするため、実家に隣接する申請地に住宅を建築したいという案件であります。</p> <p>周辺農地への影響は軽微であることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、</p>

	<p>番号 2 2 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第 3 号、番号 2 2 を許可することに決定しました。 次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案を朗読後、説明】</b></p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第 4 号は原案のとおり決定しました。 以上をもちまして、令和 5 年 8 月総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。</p>